



平成 27 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 壺 番 屋  
代表者の役職名 代表取締役社長 浜 島 俊 哉  
(コード番号 7630 東証第 1 部・名証第 1 部)  
(問い合わせ先) 常務取締役経営企画室担当 阪口裕司  
T E L 0586-81-0792

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 21 日開催の取締役会において、平成 27 年 8 月 26 日開催予定の第 33 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

平成 27 年 7 月 6 日に開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」に記載のとおり、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 8 月 26 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 8 月 26 日 (水曜日)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 4em;">(削除)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、<u>11名以内とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</p>

<p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>をもって行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。<u>ただし、決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p>
---	---

<p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第31条 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第32条 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
--	--

<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p align="right">(削 除)</p>
<p><u>(監査役の員数)</u></p>	<p align="right">(削 除)</p>
<p><u>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	
<p><u>(監査役の選任方法)</u></p>	<p align="right">(削 除)</p>
<p><u>第33条 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p align="right">(削 除)</p>
<p><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p align="right">(削 除)</p>
<p><u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	<p align="right">(削 除)</p>
<p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	<p align="right">(削 除)</p>
<p><u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録の記</u></p>	

<p><u>載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削 除)
<p><u>第38条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削 除)
<p><u>第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削 除)
<p><u>第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款において定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p>	(削 除)
<p><u>第41条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>

	<p><u>第34条</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。ただし、決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  <u>第35条</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第36条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第37条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第<u>42</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>38</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第<u>44</u>条～第<u>47</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 (現行どおり)</p>

以上